

議案第 9 号

大田市市長及び副市長の給料の特例に関する条例制定について

大田市市長及び副市長の給料の特例に関する条例を、別紙のとおり  
制定するものとする。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

大田市市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長及び副市長の給料の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長の給料に関する特例)

第2条 令和8年7月1日から同年9月30日までの間における市長の給料月額、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成17年大田市条例第45号)第2条及び大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例(令和7年大田市条例第1号)(以下「給与条例等」という。)の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の30に相当する額を減じて得た額とする。

(副市長の給料に関する特例)

第3条 令和8年7月1日から同月31日までの間における副市長の給料月額は、給与条例等の規定にかかわらず、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例第2条に規定する額から当該額の100分の25に相当する額を減じて得た額とする。

(市長及び副市長の期末手当の適用除外)

第4条 前2条の規定は、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

# 大田市市長及び副市長の給料の特例に関する条例制定 に関する説明資料

## 1 制定の理由

令和4年度から令和6年度にかけて実施した補助事業における、担当部署での不適切な事務処理、及び令和7年度に発生した、職員の事務用品の不適切な管理及び事務処理と、相次いだ不適切な事務処理等に対する管理監督責任を重く受け止め、市長及び副市長の給料を減額する条例を制定するもの。

## 2 制定の内容

市長の給料月額を令和8年7月1日から同年9月30日までの間、副市長の給料月額を令和8年7月1日から同月31日までの間、それぞれ10%減額するもの。（大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例による減額率（市長は20%、副市長は15%）に、それぞれ10%上乗せして減額するもの。）

## 3 施行期日等

- (1) 令和8年7月1日から施行する。
- (2) この条例は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

議案第 10 号

大田市人権センターの設置及び管理に関する条例制定について

大田市人権センターの設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり  
制定するものとする。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市人権センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 大田市民の人権の尊重と同和問題をはじめとする人権問題の解決を推進するための事業及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に規定する隣保事業を行うため、大田市人権センター（以下「人権センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 人権センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大田市人権センター	大田市大田町大田口1329番地8

(事業)

第3条 人権センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 人権意識向上に向けた啓発及び広報に関すること。
- (2) 人権・同和教育に関すること。
- (3) 生活相談及び人権相談に関すること。
- (4) 人権尊重の推進と地域社会の福祉向上に必要な事業の調査及び研究に関すること。
- (5) 人権問題に関する資料、情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 地域交流事業及び教養文化事業等に関すること。
- (7) 人権問題にかかわる関係機関及び関係団体等との連携に関すること。
- (8) その他人権センターの設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 人権センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 人権センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用することのできる時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、施設等を使用することのできる時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 人権センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(職員)

第6条 人権センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第7条 人権センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- 2 市長は、第3条に規定する事業以外についても、同事業のための使用に支障のない限り、別表にある施設等の使用を許可することができる。
- 3 市長は、施設等の管理上必要があるときは、前2項の許可に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 宗教活動又は政治活動を行うとき。
  - (4) 営利事業活動を行うとき。
  - (5) その他施設等の管理上支障があると認められるとき。
- 2 施設等の使用を許可した後において、前項各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたときは、その許可を取り消し、又は

使用を中止し、若しくは停止することができる。

(使用料)

第9条 施設等の使用料は、無料とする。ただし、第7条第2項の規定による使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項ただし書の場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納められた使用料は、還付しない。ただし、次の場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により、その使用を取り消したとき。

(2) その他特別な事情が生じたとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第3項の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

(1) 使用の目的を変更したとき。

(2) 第7条第3項の条件に違反したとき。

(3) 第8条第1項各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置により使用者が損害を受けた場合においても、市長は補償の責任を負わない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施

設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設等を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

(大田市隣保館条例の廃止)

2 大田市隣保館条例（平成17年大田市条例第117号）は、廃止する。

(大田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正)

3 大田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（令和2年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「大田市大田町大田口1111番地」を「大田市大田町大田口1329番地8」に改める。

(大田市人権尊重のまちづくり条例の一部改正)

4 大田市人権尊重のまちづくり条例（平成26年大田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「おおだふれあい会館」を「大田市人権センター」に改める。

(経過措置)

5 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の大田市隣保館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第7条、第9条関係）

施設名	使用料（1時間当たり）
研修室1	400円

研修室 2	2 0 0 円
研修室 3	2 0 0 円
調理室 1	5 0 0 円
調理室 2	2 0 0 円

備考

- 1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。
- 2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の 5 割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が使用する場合は、この表に定める金額の 1 0 割相当額を加算する。ただし、高校生以下（前 2 号に規定するものを除く。）が使用する場合は、この限りでない。
- 4 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、この表に定める金額の 2 0 割相当額を加算する。
- 5 第 4 条第 2 項に規定する時間を超えて施設等を使用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の 2 割相当額を加算する。
- 6 2 日以上にわたり使用する場合において、原状回復を行わず他の使用を妨げるときは、この表に定める金額（第 3 号及び第 4 号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の 5 割相当額とする。
- 7 使用時間が 1 時間未満であるときは、1 時間とし、使用時間が 1 時間を超える場合において 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- 8 調理室 1 の使用料は、調理設備使用料を含む。
- 9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

# 大田市人権センターの設置及び管理に関する条例制定 に関する説明資料

## 1 制定の理由

人権に関する中核的な拠点として本年9月に開所する「大田市人権センター」を管理運営するため、条例を制定する。

## 2 制定の内容

### (1) 第1条（設置）

大田市民の人権の尊重と同和問題をはじめとする人権問題の解決を推進するための事業及び社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保事業を行うため、「大田市人権センター」を設置することを規定

### (2) 第2条（名称及び位置）

施設の名称及び位置を規定

名称	位置
大田市人権センター	大田市大田町大田口1329番地8

### (3) 第3条（事業）

施設の事業について規定

- ①人権意識向上に向けた啓発及び広報に関すること。
- ②人権・同和教育に関すること。
- ③生活相談及び人権相談に関すること。
- ④人権尊重の推進と地域社会の福祉向上に必要な事業の調査及び研究に関すること。
- ⑤人権問題に関する資料、情報の収集及び提供に関すること。
- ⑥地域交流事業及び教養文化事業等に関すること。
- ⑦人権問題にかかわる関係機関及び関係団体等との連携に関すること。
- ⑧その他人権センターの設置目的を達成するために必要な事業

(4) 第4条（開館時間）

人権センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとすることを規定

また、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができることを規定

人権センターの施設及び設備を使用することのできる時間は、午前8時30分から午後10時までとすることを規定

また、必要があると認めるときは、施設等を使用することのできる時間を変更することができることを規定

(5) 第5条（休館日）

施設の休館日を規定

①土曜日及び日曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する休日

③12月29日から翌年の1月3日までの日

また、これを市長の承認を得て変更することができることを規定

(6) 第6条（職員）

人権センターにセンター長その他必要な職員を置くことを規定

(7) 第7条（使用の許可）

施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを規定

また、各事業のための使用に支障がない限り、施設等の使用を許可できること、施設等の管理上必要があるときは、市長が条件を付すことができることを規定

(8) 第8条（使用の制限）

施設等の使用を許可しない場合を規定

①公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。

②施設等を破損するおそれがあると認められるとき。

③宗教活動又は政治活動を行うとき。

④営利事業活動を行うとき。

⑤その他施設等の管理上支障があると認められるとき。

また、施設等の使用許可を取り消し、使用中止、停止できることを規定

(9) 第9条（使用料）

使用料は無料とすることを規定

また、目的外使用については、使用料を徴収すること、特に必要があると認めるときは使用料の減額、免除することができることを規定

施設名	使用料（1時間当たり）
研修室1	400円
研修室2	200円
研修室3	200円
調理室1	500円
調理室2	200円

(10) 第10条（使用料の還付）

既に納められた使用料は、原則還付しないことを規定

ただし、特別の事由があるときは、その全部又は一部を還付することができることを規定

①使用者の責めに帰することのできない理由により、その使用を取り消したとき。

②その他特別な事情が生じたとき。

(11) 第11条（目的外使用、権利譲渡等の禁止）

許可を受けた目的以外の使用、権利譲渡、転貸の禁止を規定

(12) 第12条（許可の取消し等）

条件の変更、使用の停止、許可の取消しを規定

①使用の目的を変更したとき。

②許可の際に付した条件に違反したとき。

③使用を許可しない場合のいずれかに該当する事由が判明し、

又は生じたとき。

④公益上やむを得ない事由が生じたとき。

⑤偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

⑥前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

また、前項の措置により使用者が損害を受けた場合においても、市長は補償の責任を負わないことを規定

(13) 第13条（原状回復の義務）

使用後は直ちに施設等を原状に復さなければならないことを規定

(14) 第14条（損害賠償の義務）

故意又は過失により、き損・汚損・滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならないことを規定

(15) 第15条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定

### 3 施行期日等

(1) 令和8年9月1日から施行する。

(2) 大田市隣保館条例は廃止する。

(3) 大田市消費生活センターの位置を「大田市大田町大田口1329番地8」に改める。

(4) 大田市人権尊重のまちづくり審議会が調査、審議し、市長に意見を述べる事項のうち「おおだふれあい会館の運営に関すること。」を「大田市人権センターの運営に関すること。」に改める。

(5) この条例の施行前に第2項の規定による廃止前の大田市隣保館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第 1 1 号

大田市税条例の一部を改正する条例制定について

大田市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

### 大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計

を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地す

べり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」

とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 3 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 3 4 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 1 7 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 1 0 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 1 9 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日  
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の大田市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大田市税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみ

なされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の大田市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5

項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の大田市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の大田市税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大田市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

## 大田市税条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 個人市民税関係

ア 寄附金特例控除に係る引用条項の改正に伴う条項ずれ等に対応する改正を行う。

(第34条の7、附則第7条の4、附則第9条の2)

イ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の要件を満たす者も申告対象者とする改正を行う。

(第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3)

ウ セルフメディケーション税制に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価に係る控除の適用について、その適用期限を撤廃する。

(附則第6条)

※セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例で、市販薬等で健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行う者の税負担を軽くする制度

※スイッチOTC医薬品は、医師が処方する「医療用医薬品」のうち、使用実績が十分あり、副作用の心配が少ない等の条件を満たした医薬品をドラッグストア等で購入できるよう「一般用医薬品」として認可・転用された医薬品

エ 住宅借入金等特別税額控除で、所得税から控除しきれない額を個人の市民税より控除できる適用期限を令和 2 5 年度まで延長する。

(附則第 7 条の 3)

オ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、地すべり防止区域等にある土地等の譲渡については、適用をしないこととする規定を追加する。

(附則第 1 7 条の 2)

カ 特定暗号資産の譲渡等をした場合における所得等については、他の所得と分離して課税をすることとする改正を行う。

(附則第 7 条の 4、附則第 1 9 条の 3)

## (2) 固定資産税関係

### ア 免税点の見直し

家屋にかかる免税点を現行の 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産にかかる免税点を現行の 1 5 0 万円から 1 8 0 万円に引き上げる。

	現行	改正後
土地	3 0 万円	変更なし
家屋	2 0 万円	<u>3 0 万円</u>
償却資産	1 5 0 万円	<u>1 8 0 万円</u>

(第 6 3 条)

## 3 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、2 (2) アについては、令和 9 年 4 月 1 日、2 (1) ア及びオについては、令和 1 0 年 1 月 1 日、2 (1) カについては、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の

1月1日から施行する。

議案第 1 2 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例第4条の規定は、令和8年4月1日以後この条例の施行の日前に同条に規定する認定を受けた場合についても適用があるものとする。

## 大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

課税免除及び不均一課税の前提となる計画の認定を受ける期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。

(第4条)

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 1 3 号

大田市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

大田市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

### 大田市印鑑条例の一部を改正する条例

大田市印鑑条例（平成17年大田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「個人番号カード」の次に「（以下「個人番号カード」という。）」を加える。

第14条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、当該個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明を申請することができる。

第16条第1号中「とき」の次に「（第14条第3項に規定する場合を除く。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 大田市印鑑条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

全国のコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を利用した印鑑登録証明の交付を実施するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

個人番号カード又は移動端末設備を利用して、多機能端末機に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明の申請を行うことができる旨の規定を追加する。

(第14条)

### 3 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 議案第 1 4 号

### 財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- |   |       |   |     |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 財産の表示 | コンビオーブン   | 3 台 |
|   |       | 電気式連続フライヤー  | 1 台 |
|   |       | システム食缶洗浄機   | 1 台 |
|   |       | 蒸気式回転釜  | 6 台 |
| 2 | 取得の目的 | 厨房機器更新のため   |     |
| 3 | 取得金額  | 8 0 , 1 3 5 , 0 0 0 円                                     |     |
| 4 | 相手方   | 島根県松江市東出雲町意宇東 3 丁目 6 - 5<br>山陰アイホー調理機株式会社<br>代表取締役 佐々木 勝彦 |     |

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 財産の取得に関する説明資料

- 1 入札日時 令和8年5月13日 午前9時30分
- 2 予定価格 84,390,000円
- 3 落札価格 80,135,000円
- 4 入札参加業者（1社）  
山陰アイホー調理機株式会社

議案第 15 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 8 年 5 月 29 日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 財産の表示 給食用配送コンテナ 19 台
- 2 取得の目的 給食用配送コンテナ一部更新のため
- 3 取得金額 29,590,000 円
- 4 相手方 島根県松江市東出雲町意宇東 3 丁目 6-5  
山陰アイホー調理機株式会社  
代表取締役 佐々木 勝彦

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 財産の取得に関する説明資料

- 1 入札日時 令和8年5月13日 午前9時40分
- 2 予定価格 30,745,000円
- 3 落札価格 29,590,000円
- 4 入札参加業者（1社）  
山陰アイホー調理機株式会社

## 議案第 16 号

### 財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 8 年 5 月 29 日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 財産の表示 消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得の目的 消防ポンプ自動車更新のため
- 3 取得金額 62,700,000 円
- 4 相手方 島根県出雲市浜町 322-2  
株式会社 出雲ポンプ 出雲支店  
支店長 梅田 英明

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 財産の取得についての説明資料

- 1 入札日時 令和8年5月13日 午前9時50分
- 2 予定価格 69,300,000円
- 3 落札価格 62,700,000円
- 4 入札参加業者（3社）
  - 株式会社 吉谷
  - 株式会社 出雲ポンプ 出雲支店
  - 株式会社 クマヒラセキュリティ 松江支店